



平成 31 年 3 月 15 日

バリアフリー化で誰にとっても優しい旅館・ホテルに

～「宿泊施設バリアフリー化促進事業」の公募を開始～

〔2019 年第 1 期公募（平成 30 年度第 2 次補正予算事業）〕

観光庁は、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する車椅子利用者用客室等の整備を支援する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（宿泊施設バリアフリー化促進事業）」の公募を 3 月 15 日（金）から開始します。

近年、大規模な災害が頻発する中、こうした災害時においても訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が安全・安心に宿泊施設を利用できるよう、一時滞在施設や避難所となり得る宿泊施設のバリアフリー化を加速化させていくことは喫緊の課題となっています。

このため、観光庁では、高齢者・障害者等の要配慮者の受入体制等に関して、一定の要件を満たす宿泊施設が実施する車椅子利用者用客室等の整備について、以下のとおり支援を行います。

1. 公募期間 平成 31 年 3 月 15 日（金）～5 月 31 日（金）

2. 補助対象事業及び補助率等

客室の大規模改修等（車椅子利用者用客室の整備等） 1 / 2 補助（上限額 1,000 万円）

3. 補助対象事業者の要件

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）のうち、次の 2 つの要件を満たす者

- ①災害時において、高齢者・障害者等の要配慮者に対する宿泊施設の提供が定められた協定を、地方公共団体と締結している組合等に所属している、又は直接に協定を締結していること
- ②訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が宿泊した実績を有すること

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は対象外

※その他詳細は、観光庁 HP をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000395.html

【問い合わせ先】

観光庁 観光産業課 担当：辺見、高橋、浜砂

電話：03-5253-8111（内線 27-305、27-327）

03-5253-8330（直通）

FAX：03-5253-1585